

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程実施細則の一部改正

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程以下「職員退職手当規程」という。)第19条の規定に基づき、職員退職手当規程の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員退職手当第7条の2第1項に規定する別に定める休職月等)</p> <p>第3条 職員退職手当第7条の2第1項に規定する別に定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(退職手当の返納)</p> <p>第6条 職員退職手当規程第18条に規定する退職手当の返納については、法施行令第13条の規定を準用する。</p>	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程(以下「職員退職手当規程」という。)第19条の規定に基づき、職員退職手当規程の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員退職手当規程第7条の2第1項に規定する別に定める休職月等)</p> <p>第3条 職員退職手当規程第7条の2第1項に規定する別に定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(退職手当の支給制限等の取扱い)</p> <p>第6条 職員退職手当規程第15条から第18条の3までに規定する退職手当の支給制限等の取扱いについては、法施行令第16条から第18条までの規定を準用する。</p>	

附 則 (25 細則第 1 号)

この細則は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。